

三重大学大学院生物資源学研究科附属練習船教育関係共同利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、三重大学大学院学則第6条の2第2項の規定に基づき、三重大学大学院生物資源学研究科附属練習船勢水丸（以下「練習船」という。）の教育に関する共同利用（以下「教育関係共同利用」という。）に関し必要な事項を定める。

(利用の定義)

第2条 この規程において「教育関係共同利用」とは、他の大学（外国の大学を含む。）及び高等専門学校等（以下「大学等」という。）の教育課程上の実習等を練習船を利用して行う場合（単位認定を含む。）をいう。

(共同利用運営協議会)

第3条 練習船に、教育関係共同利用の実施に関する重要事項を審議するため、三重大学大学院生物資源学研究科附属練習船教育関係共同利用運営協議会（以下「共同利用運営協議会」という。）を置く。

2 共同利用運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(公募及び決定)

第4条 三重大学大学院生物資源学研究科（以下「本研究科」という。）は、適切な時期に次年度の教育関係共同利用について公募を行う。

2 教育関係共同利用を行う大学等の決定については、前項の公募により応募のあった大学等のうちから選考し、共同利用運営協議会の議を経て、本研究科長の承認の後、本研究科教授会に報告するものとする。

(実習等の実施)

第5条 教育関係共同利用に参加する学生への実習等の指導については、本研究科の大学教員及び練習船の職員並びに第2条に規定する大学等の教員が行うものとする。

(損害賠償)

第6条 教育関係共同利用により練習船を利用する大学等は、その責に帰すべき事由により、練習船の設備及び備品等を損傷又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 本研究科は、その責に帰さない事由により、教育関係共同利用に参加した学生に事故が発生したときは、その賠償の責を負わない。

(事務)

第7条 教育関係共同利用に関する事務は、附属教育研究施設チームにおいて処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、教育関係共同利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（この規程は、平成22年4月1日から施行する。）